

平成 22 年 11 月 30 日

企業会計基準委員会 御中

全 国 銀 行 協 会

「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」に対する意見について

今般、標記検討状況の整理に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○ 総論

国際会計基準審議会（IASB）では、国際財務報告基準（IFRS）第 9 号「金融商品」の重要な構成要素である「償却原価及び減損」および「ヘッジ会計」等が基準化の途上であるほか、米国財務会計基準審議会（FASB）が公表した包括的な金融商品会計に関する公開草案も IFRS 第 9 号とは内容が大きく異なるものとなっており、金融商品会計に係る世界の潮流は未だ方向性が定まっていない。

このように、本検討状況の整理がコンバージェンスの対象としている IFRS 第 9 号の最終基準の方向性が流動的な状況にあることを踏まえると、わが国の金融商品会計基準の見直しに当たっては、今後の国際的な審議の動向を踏まえ十分な検討が必要である。加えて、公開草案の公表や最終化された基準の適用時期については、慎重に検討すべきであると考えます。

○（質問 1）について

【案 2】を支持する。ただし、IFRS 強制適用が想定されている状況に鑑み、**【案 1】**の選択適用も容認すべきである。

（理由）

公正価値が信頼性をもって測定できない場合とは、「将来キャッシュ・フローが約定されていないため、市場価格がない場合は時価を把握することが極めて困難と認められる」（「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第 39 項）という現行の日本基準の規定を維持し、公正価値開示の対象にも含めるべきでは

ない。

現状、公表される市場価格のない株式（非上場株式）の公正価値について、信頼性をもって測定する方法は必ずしも確立されておらず、仮に公正価値を測定しようとする場合には、詳細かつ多様なデータが必要となり、多大な手間とコストを要するものと考えられる。仮に、多大なコストをかけて公正価値を測定したとしても、信頼を得られる財務諸表となるかは不明であるうえ、監査等の手続において混乱が生じかねない。また、各社が独自に算定した公正価値にもとづく財務情報は、利用者（投資家等）の判断を誤らせるおそれがある。

なお、個別財務諸表に本会計基準を適用する場合、連結と単体での会計基準の差異による追加的な事務負担・システム投資を避けるため、コンバージョンの観点から、IFRS と同様の処理を行う【案1】の選択適用を容認することが適当である。

○（質問2）について

【案B】を支持する。

（理由）

当該決算期末における時価を反映したに過ぎない（実際のキャッシュ・フローを伴わない）株式の評価損益と、実際に株式を売却して実現した売却損益では、「利益の意味合い」が異なる。株式の売却は、実際のキャッシュ・フローを伴う実取引であり、投資の結果として発生した処分価額と取得価額の差額は、純損益に反映されるべきである。

従来、わが国では純損益を企業の総合的業績指標と捉え、純損益をベースにした各種収益性指標や投資効率指標等が広く活用されている。また、その他の包括利益（OCI）表示を先行導入している欧州においても、市場（財務諸表利用者）の最大の関心は、包括利益ではなく純損益である。そのため、純損益の有用性は極めて大きく、仮にリサイクリングを行わないこととした場合には、純利益の有用性を著しく損なうとともに、わが国の会計慣行等に大きな影響を及ぼしかねない。

さらに、現在（10月下旬）のIASB理事会においても、リサイクリングの可否、OCI とは何かが議論されているものと理解している。このような状況で、IASB の主張をそのまま本邦の会計制度とすべきではなく、現行のその他有価証券評価差額金と同等の取扱い（リサイクリングを行う取扱い）とすべきである。

なお、新たな会計基準を開発する上で、IASB の動向を踏まえると様々な項目がOCIに区分されてくる可能性がある。OCIに区分された項目のリサイクリングの時期、リサイクリングを不可とする場合には利益剰余金に振り替える時期等

を今後十分に議論いただき、実務に混乱を招くことが無いようご留意いただきたい。

○ (質問4) について

<p>証券化商品およびノンリコースローンについては、わが国の事情を勘案し、より具体的な解釈を追加していただきたい。</p> <p>また、A12 項、A17 項およびA19 項については、以下のような論点についてより具体的な説明・解説を追加していただきたい。</p> <p>(1) A12 項</p> <p>A10 項の期限前償還およびA11 項の期限延長を除く支払時期の変化、ならびに変動金利を除く支払金額の変化とは何かについて、具体的に要件を満たすものと満たさないもの。</p> <p>(2) A17 項</p> <ul style="list-style-type: none">・債務者の倒産時に契約上の（法的）権利を有しないケース・そのケースで他に優先的な債権者がある場合は、キャッシュ・フロー特性の要件を満たさないのか、必ずしもそうとは限らないのか。 <p>(3) A19 項</p> <p>自社保有のトランシェの信用リスクとそれ以外のトランシェを含むプール全体の信用リスクの具体的な計量方法。</p>

○ 会計基準（案）第8項

<p>コミットメントライン等が金融商品の対象かどうかを含め、会計上の取扱いについて検討のうえ、明確化すべきである。</p>

(理由)

検討状況の整理では、金融資産の分類と測定が対象であり、コミットメントライン等の負債の議論は対象外となっているが、国際会計基準（IAS）第39号ではコミットメントライン等は通常の金融商品とは別扱いとしている。そのため、IFRSとの整合性の観点からも、今後、コミットメントライン等が金融商品の対象かどうかも含め、会計上の取扱いについて検討のうえ、明確化すべきである。

○ 会計基準（案）第19項～第24項

<p>複合金融商品については、区分処理の選択適用を容認すべきである。</p>
--

(理由)

現在、複合金融商品については、貸出金と内在するデリバティブをそれぞれ区分し、貸出金については契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有し、デリバティブについては内在するリスクを適宜市場においてヘッジを行っている。提案された会計処理では、全体として償却原価測定または公正価値測定を行うこととされている。そのため、償却原価測定をした場合には、内在するデリバティブとヘッジ手段として使われているデリバティブの損益のマッチングが実現されず、公正価値測定をした場合には、契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として保有しているにも関わらず、貸出金部分の（主契約部分の）毎期の公正価値変動が損益に認識されることになり、経済実態が財務諸表上に適切に反映されないおそれがある。

また、顧客に販売する複合金融資産に内在するデリバティブの金額があまりにも小額、かつ、その条件が少しずつ異なるため、市場取引でヘッジし、ヘッジ会計を適用することも考えられるが、ヘッジの有効性検証の観点から実務的に不可能である。

○ 会計基準（案）第 30 項

現行基準において、その他有価証券の決算時の公正価値評価に際しては、継続適用を条件として、期末前 1 カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができるが、この取扱いを OCI オプションを適用した株式について引続き適用できるよう手当てしていただきたい。

(理由)

本検討状況の整理においては、売買目的ではない政策投資目的の株式について、OCI オプションを適用し、期末日の評価差額を OCI で認識することができる。これらの株式の公正価値を算定するにあたり、期末日の市場価格を適用することは、期末日に突発的に大きな株価変動があった場合に、OCI に過大な影響を与えることになるが、OCI オプションを適用する政策投資目的の株式は直ちに売却することを目的としているものではないことに鑑みると、現行のその他有価証券の取扱いと同様に、それらの株式の公正価値に市場における短期的な価格変動を反映させることは必ずしも求められないと考えられる。よって、期末前 1 カ月の市場価格の平均にもとづいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする方法を継続して適用することも認められるべきと考える。

なお、現行の会社法による分配可能額の算定方法を踏まえると、OCI オプションを適用した株式の評価損は、会社法の分配可能額から控除される可能性があり、「公正価値」の定義と言った会計的な観点のみならず、OCI オプションを適

用する政策投資目的の株式に係る評価損に期末日における短期的な価格変動を反映すべきものかについて、慎重な検討が必要であると考えている。

投資信託受益証券およびエクイティ・ファンドについても、OCI オプションの指定を認めていただきたい。

(理由)

OCI オプションは、資本性金融商品について多様な保有動機・形態が存在していることを背景として設けられた経緯があり、IFRS でも対象は株式に限定されるものではない。

○ 会計基準 (案) 第 38 項

企業の実態にあった区分で独立掲記すべきであり、特別損益への区分等一律に区分を決めるべきではない。

(理由)

償却原価区分の金融商品 (例えば、国債等) について、銀行のリスク管理の枠組みの 1 つである ALM (資産・負債の総合管理) 方針に照らして、期中に資産・負債の入れ替えを目的として、売買を実施することが考えられる。これらの取引は、資金運用・調達を業とする金融機関では経常的に保有する資産・負債に関連する取引であり、特別損益に独立掲記するような取扱いは適当ではないと考える。

また、IFRS では、特別利益・特別損失の概念はなく、敢えてそれらの科目への区分を記載することは、コンバージェンスの方向性と整合的ではないと考える。

○ 会計基準 (案) 第 40 項、第 126 項

今般の開示拡大に伴い、現行の有価証券の注記と重なる開示もあることから、現行の有価証券関係の注記の廃止を含めた抜本的な見直しを検討していただきたい。

○ 適用時期

適用時期については、欧州企業の適用時期、日本における IFRS の強制適用の時期を含めて、慎重に検討すべきである。

(理由)

適用時期については、今後検討がなされるものと思われるが、確定した基準

の内容次第では金融市場に大きな影響を及ぼすことが想定される。会計基準の変更は、個々の企業等が保有している金融関連リスクのマクロレベルでの再配置を促す可能性が大きいことから、円滑な移行・再配置を実現するためには、適用開始までに相当の期間を置くなど、経済界に無用の混乱を生じさせないよう適切な配慮が必要であると考ええる。

加えて、分類と測定は、ヘッジ会計の適用可否、新たな減損会計等に関連し、金融商品会計の全体像が判明してから相応の時間を要する。また、国際的な議論や適用事例等も十分加味する必要があり、実際には、日本における IFRS の強制適用となる時期以降を適用時期とすべきと考えられる。

さらに、今後ヘッジ会計や償却原価および減損に係る日本基準を開発するうえで、実務上の混乱を招かないよう、現状の実務を基準開発に反映させていただけるとのご配慮いただきたい。例えば、外貨建株式への投資に係る為替ポジションのヘッジを想定した場合、外貨建の取得原価の換算差額のみを純損益で処理する会計処理の適用を検討する必要がある。しかしながら、第 30 項本文の処理によると、外貨建の取得原価の換算差額は純損益で処理されるものの、外貨ベースの評価損益の円換算額まで純損益で処理しなければならない。一方、第 30 項ただし書きの処理によると、外貨建の取得原価の換算差額も含めてその他包括利益にて処理しなければならない。よって、第 30 項ただし書きの処理を適用したうえで、為替リスクヘッジの部分についてヘッジ会計を適用することが考えられるが、そのような扱いが可能であるのかをヘッジ会計改定の議論とあわせて検討する必要があるものと考ええる。

なお、今回の検討案の個別財務諸表に対する適用の是非については、会社法・税法との調整が不可避であり、会計基準自体の合理性のみならず、これを取り巻く諸制度との調和に留意した慎重な検討をお願いしたい。

以 上